

平成 29 年 4 月 19 日
資源エネルギー庁

猶予対象案件の接続同意について

平成 29 年 3 月までに設備認定を取得し、電力会社との接続の同意が一定期間猶予されている案件（①認定日の翌日から 9 ヶ月以内の場合、及び、②平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までに終了した電源接続案件募集プロセス等又は平成 29 年 4 月 1 日時点で実施中の同プロセス等に参加する場合。以下「猶予対象案件」といいます。）につきましては、本年 4 月以降、猶予期間内に接続の同意を得て、みなし認定事業者となった上で、接続の同意を得てから 6 ヶ月以内に事業計画を提出し、内容の確認が完了しないと認定情報の変更手続を行うことができないこととなっています。これに伴い、認定の内容と異なった内容で接続申込みを行っている場合は、従来どおり、接続の同意をしないという運用を行うと、認定が失効することとなります。

このため、資源エネルギー庁では、各一般送配電事業者に対して要請し、猶予対象案件につきましては、今後、認定情報と接続申込み内容が完全に一致しない場合であっても、接続申込み内容に基づき接続の同意をする運用も可能としましたので、お知らせします。

なお、特定契約（FIT法に基づく買取契約）につきましては、設備認定の内容と一致させる必要があるため、一度接続の同意を得た上で、事業計画を提出した後に、認定の変更手続を行い、変更内容を特定契約に反映していただきます。

また、接続の同意が得られたものがみなし認定となりますので、設備認定の発電出力より接続の同意が得られた出力のほうが小さい場合は、接続の同意が得られた出力の分のみがみなし認定となり、残りの出力は失効することとなります。

以上